

関係者各位

令和6年2月
株式会社CUBE

本社・各営業所の従業員代表者決定について

労働基準法により、会社が労使協定締結時や就業規則の作成変更を行う時は、従業員代表への意見聴取が必要になっています。
これに伴い信任投票を実施しました結果、下記の通り従業員代表が決定しましたので、お知らせいたします。

全社	小松 直彬
高岡本社	石出 賢
富山営業所	笹倉 総一郎
石川営業所	小幡 勝敏

従業員代表者としての任期

2024年4月1日～2025年3月31日

従業員代表者としての職務

1. 時間外労働・休日労働に関する労使協定(36協定)
2. 育児休業・介護休業等の適用除外に関する労使協定
3. 高年齢雇用継続給付・育児休業給付・介護休業給付の支給申請に関する労使協定
4. 一斉休憩の適用除外に関する労使協定
5. 賃金の一部控除に関する労使協定
6. フレックスタイム制に関する労使協定
7. 変形労働時間制に関する労使協定
8. 就業規則の作成及び変更に際しての意見聴取
9. 労働者派遣法第30条の4第1項の規定に基づく労使協定
10. その他法令等により定められたもの